

プリペイドカードの購入等を指示する 架空請求にご注意！

相談事例①

スマートフォンに「アダルト動画の料金が未納」とメールが届いた。驚いて電話したら、料金10万円を請求された。指示されるままにコンビニでプリペイドカード(電子マネー)を購入し、その番号を伝えた。



相談事例②

スマートフォンでアダルトサイトに接続したら、「18歳以上」をタップしただけで登録となった。慌てて「退会」と表示された番号に電話したら、退会費10万円分のプリペイドカード(電子マネー)の番号を撮影してメール送信するよう言われた。



ポイント

- 支払わないと「裁判する」「身辺調査する」等と脅し、本日中午なら通常料金の半額にすると断言して支払いを急がせる。
- 簡単に購入でき、匿名性の高いプリペイドカード(電子マネー)の購入を指示し、裏面の番号を教えるよう要求する。

アドバイス

- インターネット上で利用できるプリペイドカード(電子マネー)はコンビニ等で簡単に購入できますが、購入者の特定ができないうえに、プリペイドカード番号のみで使用できます。
カード番号を詐欺業者に伝えてしまうと、現金と同様に取り戻すことは困難です。身に覚えがない請求等には、簡単に応じないようにしましょう。
- 詐欺業者に連絡することでメールアドレスや電話番号等の新たな情報を知られてしまい、架空請求が繰り返されることがあります。慌てて連絡しないようにしましょう。
- カードに記載された番号等を伝えてしまったら、早急にプリペイドカード(電子マネー)の発行会社に連絡しましょう。詐欺業者の使用を止められる場合もあります。

困ったときは

速やかに京都市消費生活総合センター(075-256-0800)にご相談ください。